平成２２年（へ）第３７号
愛知県日進市浅田町上ノ山１番地11　グランレイム赤池604号
申立人　土屋工業こと　土屋　孝夫
権利を争う旨の申述の終期　平成23年２月８日
平成23年２月９日　名古屋簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　B59709
金額　270,000円
支払期日　平成23年２月20日
支払地　名古屋市
支払場所　株式会社愛知銀行桜山支店
振出日　平成22年10月12日
振出地　名古屋市
振出人　株式会社千田工務店　代表取締役　千田　勝康
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２２年（へ）第２号
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに権利を届け出る者がなかったので、申立人の申立てに基づいて前記の権利の無効を宣言する。
神奈川県藤沢市亀井野３丁目32番10号
申立人　西澤　実
権利を争う旨の申述の終期　平成23年２月８日
平成23年２月９日　彦根簡易裁判所
（別紙）　目　録
１　地上権設定登記物件の表示
所在　愛知郡愛荘町沓掛字東町
地番　606番
地目　宅地
地積　152.06㎡
２　失権すべき地上権設定登記の表示
大津地方法務局彦根支局明治32年７月25日受付第231号
原因　明治32年７月25日設定
地上権者　愛知郡愛知川町大字沓掛62番屋敷

宮川勘三郎

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第８５号
栃木県下野市下長田312番地１
債務者　有限会社日栄製作所
代表者代表取締役　木村　洋一
１　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平野　浩視
４　破産債権の届出期間　平成23年３月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月20日午前11時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１９１号
名古屋市港区本宮町２丁目２番地の４
債務者　有限会社阿知破鉄工
代表者代表取締役　阿知破新吾
１　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中　智之
４　破産債権の届出期間　平成23年３月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月19日午後１時40分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０２号
愛知県愛知郡長久手町大字岩作字中立花45番地１
債務者　株式会社松葉工務所
代表者代表取締役　松葉　敏道
１　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渥美　雅康
４　破産債権の届出期間　平成23年３月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月19日午後１時55分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７８号
栃木県栃木市大皆川町451番地
債務者　有限会社フジマチック
代表者清算人　荒川　正二
１　決定年月日時　平成23年２月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　澤田　雄二
４　破産債権の届出期間　平成23年３月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月８日午後２時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第９０号
栃木県日光市藤原915番地１
債務者　有限会社オフィスたろう
代表者代表取締役　狩野　一男
１　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　溝邉　岳秋
４　破産債権の届出期間　平成23年３月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月13日午後２時30分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１２号
静岡市駿河区中野新田335番地サンビイレツヂ６号
債務者　株式会社清和セラミツク
代表者代表取締役　芹澤孝司郎
１　決定年月日時　平成23年２月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　朝倉　保
４　破産債権の届出期間　平成23年３月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月23日午前10時20分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７１号
熊本県人吉市西間上町2352番地の３
債務者　有限会社人吉フーズ
代表者取締役　板橋　伸介
１　決定年月日時　平成23年２月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　本田　悟士
４　破産債権の届出期間　平成23年３月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月19日午後１時30分
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３７２号
北海道石狩郡当別町栄町335番地の１
債務者　泉亭建設株式会社
代表者代表取締役　泉亭　祐司
１　決定年月日時　平成23年２月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　土屋　俊介
４　破産債権の届出期間　平成23年３月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月31日午前11時30分
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６号
長崎県島原市有明町湯江甲477番地
債務者　合資会社吉田呉服店
代表者代表社員　吉田　哲雄
１　決定年月日時　平成23年２月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉田　良尚
４　破産債権の届出期間　平成23年３月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月10日午前11時
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第１３号
佐賀県西松浦郡有田町中樽２丁目16番17号
債務者　有限会社丸勝商会
代表者代表取締役　椎葉　辰正
１　決定年月日時　平成23年２月18日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井上　和弘
４　破産債権の届出期間　平成23年３月31日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月11日午前11時30分
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第６６号
茨城県鉾田市梶山2047番地
債務者　株式会社灘開発
代表者代表取締役　田口きく江
１　決定年月日時　平成23年２月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　飯島　章弘
４　破産債権の届出期間　平成23年４月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月13日午後１時50分
水戸地方裁判所